

【令和4年度 日本保険学会全国大会】

共通論題「生命保険契約における『対価関係』の考察」

報告要旨：原 弘明

---

## 生命保険契約における「対価関係」とは何か

関西大学

原 弘明

### はじめに

現在の日本の保険法学においては、他人（第三者）を保険金受取人とする生命保険契約（他人のためにする生命保険契約）を、民法537条以下の第三者のためにする契約の一種と捉える見解が一般的である。民法上の第三者のためにする契約においては、要約者・諾約者が契約を締結し、受益者が受益の意思表示を行うことによって諾約者から受益者に対して契約内容に基づく給付が行われる。このような給付が行われる理由は、要約者と受益者との間にいわゆる対価関係が存在することに求められる。民法上の一般的な見解によれば、仮にこの対価関係がない場合、要約者は受益者に対し、諾約者からの契約上の給付を不当利得として返還請求できるとされている。

もっとも、他人のためにする生命保険契約の場合、保険金受取人は保険契約者によって保険契約締結段階において指定され、その後も保険契約者の受取人変更により変更されうる不安定な地位に置かれている。また、民法上の第三者のためにする契約とは異なり、保険金受取人は受益の意思表示なくして保険金受取人たる地位を取得する。保険金受取人が、自らがその地位に指定されていることを知らないままにいることも少なくないとされる。

このような他人のためにする生命保険契約の特殊性を考えると、第三者のためにする契約における対価関係について、どのような特殊な考慮が必要だろうか。あるいは理論的に突き詰めた場合、対価関係を不要とすることは可能だろうか。本稿に与えられたテーマは以上の点である。

### 報告概要

本報告では、このテーマの嚆矢と呼ぶべき山下友信「生命保険金請求権の固有

【令和4年度 日本保険学会全国大会】

共通論題「生命保険契約における『対価関係』の考察」

報告要旨：原 弘明

---

権性」・藤田友敬「保険金受取人の法的地位」の両論文及びその後の研究、そして保険法における変更点を踏まえ、やや総花的ではあるがいくつかのトピックについて検討することにより、他人のためにする生命保険契約における「対価関係」の全体像を描いてみることにしたい。

具体的には、1 回の給付を主として念頭に置いていると考えられる民法上の第三者のためにする契約と長期にわたる保険契約の異同が、受益の意思表示の要否やそのタイミングに理論的にどのような影響を与えるか、また保険契約者の地位が相続されることによりおおもとの第三者のためにする契約が変化することによりどのような問題が生じるか検討する。

また、藤田論文の指摘する、対価関係が比較的明確である独立的対価関係が存在する場合と、対価関係が無償の場合などその内容が不明確である従属的対価関係のうち、後者については保険契約者(要約者)の債権者、保険金受取人の債権者、保険契約者の相続人とその債権者といった関係者内での経済的調整が課題になる。この類型の場合、保険契約者と被保険者が同一人物か(契被同人)別人物であるか(契被別人)によって検討事項も変わるので、場合を分けて検討する。

さらに、仮に他人のためにする生命保険契約において「対価関係」そのものを不要とした場合に、保険契約関係者の債権者・相続人も含めてどのような影響が生じるかについても検討する。

その他、近時いくつかの裁判例も見られる保険金請求権の放棄について、受益の意思表示の放棄との関係についてのあり得る考え方や、第三者のためにする契約の関係者ではないものの生命保険契約のキーパーソンであり、モラルリスクの判断基準となる被保険者をどのように位置付けるかについても、可能な限り検討することとしたい。